宅地(保留地)分譲のご案内

豊橋柳生川南部土地区画整理組合では、宅地(保留地)の分譲を先着順で受け付けています。ご購入を希望される方は、組合事務所までお申し込みください。

【申込・問合せ先】

豊橋柳生川南部土地区画整理組合 電話(0532)31-1623 豊橋市牟呂市場町 16 番地の 1

*午前8時30分~午前12時00分及び 午後1時00分~午後5時00分(土日祝日等を除く)

お申込みから宅地(保留地)の引渡しまでのスケジュール

買受申込みから宅地(保留地)の引渡しまでは、次のとおりとなります。

1 物件確認、資金計画

- 」・保留地は、現状でお渡ししますので、購入申込みの 、 前には、必ず、現地をご確認ください。
 - ・保留地を担保とする融資は、組合が提携している金 融機関にご相談下さい。

2 購入申込み

- ・提出書類を整えて、受付期間に組合事務所まで直接お持ちください。郵送による申込みはできません。
- ・契約者の名前でお申込みください。 共有名義の場合は、共有者の連名でお申込みください。

(申込者が個人の場合の提出書類)

- 1)保留地買受申込書
- 2) 本籍地の市区町村長が発行する身元証明書
- 3) 登記されていないことの証明書
- 4) 住民票謄本(世帯全員分)
- 5) 誓約書
- 6)確認書
- 7) 委任状(代理人が提出する場合。)

3 申込み者の資格審査

・提出書類等に関して、組合が資格審査を行います。





4 保留地売却決定通知書の交付

」・資格審査終了後、組合から申込者へ送付いたし 】ます。保留地売買契約の締結時にお持ち下さい。



5 保留地売買契約の締結

・必要書類等を整えて、組合事務所へお越し下さい。 共有名義の場合は、共有者全員分必要です。

(必要書類)

- 1)保留地壳却決定通知書
- 2) 実印(法人にあっては、社印および代表者印)
- 3) 印鑑登録証明書
- 4) 収入印紙(売買代金に応じた金額)
- 5) 契約保証金の振込が確認できる書類

売買契約締結日:保留地売却決定通知から 10 日以内 都合の良い日を組合にご連絡ください。

契約保証金の納付

・契約者は、契約するとき(当 日)に契約代金の10% (1000円未満切り捨て)を 「契約保証金」として、組 合の口座に振り込んでくだ さい。

6 契約代金(残金)の納付

・契約者(買受人)は、<u>契約を締結した日から 60 日</u> 以内に契約代金から契約保証金を除いた金額を組 合の口座に振り込んでください。

7 保留地引渡し書の交付

- 」・契約代金(残金)の納付が完了したら、組合にご連 、 絡ください。
- ・納付の確認が取れ次第、組合から契約者に「保留地 引渡し書」を郵送いたします。
- |8| 保留地の引渡し完了
- ・保留地引渡し書に記載される引渡し日に、宅地(保留地)を現状で引渡したものとします。引渡し日から住宅建築などの宅地利用が可能となります。
- ・引渡し日以降の宅地の維持管理費用をはじめ上下水 道や電気・ガス等の引込み費用などは、契約者(買 受人)の負担となります。

(その他)

- 所有権移転登記: 土地区画整理事業の完了時に、組合が、法務局に嘱託して登記を行います。 なお、所有権移転登記に要する費用(登録免許税)は、契約者(買受人)ま たはその継承人の負担となります。
- 契約金額の精算:保留地の地積は、土地区画整理事業の完了前に地区全体で実施する測量において、確定します。保留地の地積に増減が生じた場合は、組合と契約者(買受人)またはその継承人との間で、徴収または交付のいずれかで精算いたします。